



日中一時支援



どなた方が対象なの?

障がいをお持ちの方が対象です。



どなた内容なの?

障がい者等の日中の活動の場所を確保します。



どなたときに利用できるの?

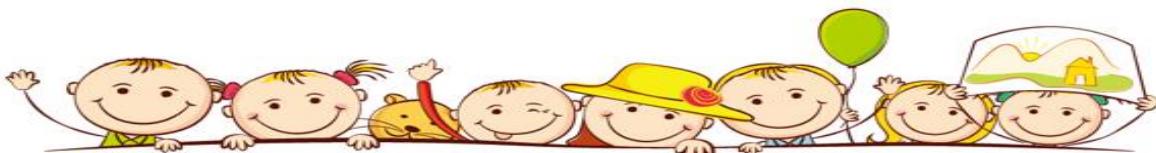
家族の就労が理由のときや、一時的な休息をとりたい時に利用できます。

利用料

事業名	日中一時支援事業		
サービス類型	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
重心加算のないもの	148円	297円	445円
重心加算のあるもの	350円	700円	1,050円
送迎加算	片道につき54円		

備考

- この表において「重心加算」とは、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）であって、医療機関である事業者においてサービスの提供を受けたものをいう。
- 市外事業所のサービスを利用したときは当該事業所所在市町の定める単価を適用する。

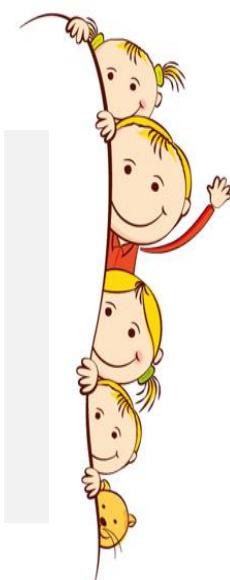


利用者負担には上限があります！

世帯の所得に応じて以下のとおり、月ごとにかかる利用者負担の上限額が決められています。

利用料の合計が上限額より多い場合、上限額以上の負担はありません。
(施設独自のおやつ代、外出等の実費は別負担となります。)

世帯の収入状況		上限額(月額)
生活保護受給世帯の人		0円
市町村民税非課税世帯の人		0円
市町村民税 課税世帯の人	児：所得割28万円未満	4,600円
	者：所得割16万円未満	9,300円
上記以外の人		37,200円



障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用した際の利用者負担額との合算が上限額を超えるときは日中一時支援利用料は免除されます。

どのくらいお願いできるの？



原則、1ヶ月に64時間以内です。



お問い合わせ先
羽咋市 市民福祉部 健康福祉課 援護係
住所 羽咋市旭町ア200番地
TEL (0767) 22-3939